

## 当別町空家等対策協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、当別町空家等の適正管理に関する条例（平成27年当別町条例第16号）第13条の規定に基づき、当別町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 協議会の会議の招集は、会議の7日前までに日時・場所及び協議内容を示して委員に通知しなければならない。

（会議）

第3条 協議会は、会議における協議の参考に供するため必要と認めるときは、協議事項に関係ある町職員を会議に出席させ、発言させることができる。

（関係者の出席）

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の公開の方法）

第5条 会議の公開は、傍聴によるものとする。

2 傍聴者の定員は、10名とする。

3 傍聴を希望する者は、会議の開会時刻の30分前から開会時刻までに会場の受付に申し出なければならない。なお、傍聴するものが、前項に規定する定員を超える場合は、先着順により決定するものとする。

（傍聴者の守るべき事項等）

第6条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと
- (2) 会場内にて写真やビデオの撮影及び録音をしないこと
- (3) 会議の妨害となる行為その他会場の秩序を乱す行為をしないこと

2 前項の規定に違反し、議長に退出を命じられた傍聴者は、速やかに退出しなければならない。

（会議開催の事前公表）

第7条 協議会は、会議を開催するにあたっては、当該会議の開催7日前までに、会議開催を知らせるため、町ホームページに掲載するものとする。

(会議録の作成)

第8条 会議録は、会議毎に次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所並びに出席者の氏名
- (2) 協議の経過概要
- (3) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録には、議長が指名する1人の委員が署名しなければならない。

(会議結果等の公開)

第9条 協議会は支障のない限り、会議録及び会議資料を1年間閲覧に供するとともに、町ホームページに掲載や報道機関への情報提供に努めるものとする。

(報酬)

第10条 委員の報酬及び費用弁償の額は、当別町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第10号の規定に該当する者で、第3条及び第4条の規定に基づき支給する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか当別町空家等対策協議会の運営に必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。